

社会法人 東金法人会 会報

第161号
平成24年4月

発行所／社会法人 東金法人会 東金市東岩崎 1 番地 5
電話 0475(52)0022 F A X 0475(52)4397
発行人／会長 西川泰雄 編集責任者／小川喜一

法人会
消費税期限内納付
推進運動

□ URL <http://www.togane-hojinkai.or.jp> □ E-mail togane-h@amber.plala.or.jp



山武姥山貝塚（旧横芝町）

公益社会法人
への
移行を
目指します



内容 紹介

- 第 38 回通常総会開催のご案内
- 通常総会開催日程表
- 東金県税事務所長就任あいさつ
- 委員会だより
- 新公益法人移行方針のお知らせ
- ブロックだより・支部だより・部会だより
- 税務署だより
- 東金県税事務所からのお知らせ
- 参加者募集
- 行事予定

第38回通常総会開催のご案内

日 時 平成24年5月23日（水）15時～
場 所 東金商工会館1階大ホール

通常総会 議事

- 第1号議案 平成23年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成23年度収支決算承認の件
(監査報告)
- 第3号議案 公益社団法人東金法人会への公益認定申請承認の件
- 第4号議案 公益社団法人東金法人会「定款(案)」承認の件
- 第5号議案 公益社団法人東金法人会の認定による社団法人東金法人会の解散及び資産負債等を引継ぐことの承認の件
- 第6号議案 公益社団法人東金法人会「会費規則(案)」承認の件
- 第7号議案 公益社団法人東金法人会「役員報酬等に関する規定(案)」承認の件
- 第8号議案 平成24年度事業計画(案)承認の件
- 第9号議案 平成24年度収支予算(案)承認の件
- 第10号議案 公益社団法人東金法人会の理事就任予定者選任の件

会員交流会 総会終了後交流会を予定しております。

各会員企業宛、往復はがきでご案内済です。
出欠(委任状)の返信はがきの投函にご協力ください。

ブロック・部会の通常総会開催日程表

日	時	ブロック・部会	開催場所
4月26日(木)	午後4時30分	青年部会	浪川荘
4月27日(金)	午後4時	横芝光・芝山ブロック	紫季(横芝光町)
5月8日(火)	午後4時	山武ブロック	さんぶの森交流センター あららぎ館
5月9日(水)	午後4時	大網白里・九十九里ブロック	サンライズ九十九里
5月15日(火)	午後4時30分	女性部会	サンライズ九十九里
5月18日(金)	午後4時	東金ブロック	東金商工会館
5月22日(火)	午後4時30分	源泉部会	サンピアホール



所長就任あいさつ

東金県税事務所
所 長 長 澤 美佐子

陽春の候、社団法人東金法人会の会員の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、平成24年4月1日の定期異動で東金県税事務所長に就任いたしました長澤でございます。

前任の斎藤所長同様、よろしくお願い申し上げます。

社団法人東金法人会の役員及び会員の皆様方には、日頃より、法人会活動を通じ、県の税務行政に対しまして、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に、法人会事業活動を通じて、正しい税務知識の普及や適正な申告納税制度の確立に尽力されるとともに、社会貢献活動を積極的に展開され、地域振興の発展に大きな役割を果たしてこられましたことに、深く敬意を表する次第です。

さらに、事業主の皆様方には、個人住民税の特別徴収義務者として多大なる御尽力を賜り、県の税務行政への御理解と御協力に対しまして、改め

て厚く御礼申し上げます。

さて、千葉県におきましては、平成24年度が総合計画「輝け！ちば元気プラン」実施計画の総仕上げの年であることから、「くらし満足度日本一」の千葉の実現に向け、安心・安全なまちづくり、医療、福祉の充実、子育て支援、雇用・産業振興などを推進しております。

また、引き続き、市町村や被災者への支援、放射線物質対策などの対応に取り組んでおります。

このような各施策実現のための財源となる県税収入は、厳しい経済情勢の中、法人県民税・事業税や地方消費税の減少が見込まれております。

私ども税務職員は、更なる県税収入の確保に向け、適正で公平な税務行政に努めてまいり所存です。

今後とも、東金法人会の皆様方におかれましても、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、社団法人東金法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝、事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。



委員会だより

組織委員会

新会員のご紹介 新しく会員になられた皆さんです ㊦よろしく㊦

平成24年3月末日現在

支部名	法人名	所在地	TEL	業種名
東金5	オリックス・ゴルフ・マネジメント(同) 東千葉カントリークラブ	東金市滝503	0475-54-2681	ゴルフ場
東金6	(有)日光苑	東金市田間938-13	0475-52-0736	造園業
大網白里4	(同)イナバソフトウェア事務所	大網白里町北飯塚84-1	0475-72-6529	情報処理サービス
山武1	(株)いずみ 小規模多機能型居宅介護なるとう、グループホームなるとう	山武市殿台271-1	0475-53-5111	介護・美容
横芝光2	(株)MSKガーデン	横芝光町中台785	0479-82-0705	農業(花栽培)

新入会員の集い

平成 23 年度中に新しく会員になられた企業を対象にした集いを 2 月 16 日、東金商工会館にて開催いたしました。

当日の参加者は 8 社でした。東金税務署 2 名、法人会から西川会長以下 11 名の出席のもと行われました。



最初に、西川会長から歓迎の挨拶があり、

東金税務署から税務についての説明があり、法人会からは仕組み・メリット・行事予定の説明をいたしました。

その後、自己紹介（会社の PR）・交流会に移り名刺交換等を行いました。予定の時間があつという間に過ぎ

ていきました。参加者は少なかったが充分な交流を図ることが出来たようでした。



研修委員会

では数々の事業を企画しておりますので、時間を作って参加して下さるようお願いいたします。お待ちしております。

講演会

経済環境変化を勝ち残る

去る、2 月 21 日、東金商工会館において経営戦略セミナー「経済環境変化を勝ち残る」と題して、講師に大木ヒロシ氏を迎えて講演会が開催されました。内容としては、①今年の経済環境は、どう



変化するか（円高、欧州危機）②経営者の心構えが重要（見方と考え方を変える、経営者の重要課題）③不況

で売れないのは本当か④ターゲットマネーは二種類⑤新たなシニアマーケットの可能性⑥シニアを捉える各



種の経営戦略（これからのシニア・今年 73 歳が分岐世代・団塊世代高齢者の実情・飢餓体験は殆ど持たない、シニアへ変換するビジネスモデルの革新が勝ち残りを可能にする）

このようなお話で、回りが変化しているので発想の転換を図り、自らも変わらなければ取り残されてしまうということでした。参加された方々は、明日から考え方を変え、物の見方も変えて今日の講演会の話をかきつけて戴きたいと思ひます。

社会貢献推進委員会

第 5 回防犯用ホイッスルの贈呈

毎年行われている社会貢献運動の一環として、地域の防犯活動及び子供たちに自分を守る防衛意識を高めてもらうため、平成 24 年度に管内の小学 1 年生となる児童を対象に、ホイッスルを 42 校に 1900 個配布いたしました。願わくはこのホイッスルを使う機会の生じないことを祈るばかりです。

厚生委員会

“緊急時に役立てて！！”

大網白里町に「AED」を寄贈

当委員会では、チャリティーゴルフ大会等開催時に募金を依頼し、管内の市町に「AED」の贈呈を行っております。本年度は、地域住民に有効活用をして戴きたく、自動体外式除細動器「AED」を金坂大網白里町長に手渡しいたしました。



新公益法人制度施行に伴う公益社団法人移行方針のお知らせ

1.経過説明

平成20年12月1日に施行された「新公益法人制度」により平成25年11月30日までに一般社団法人又は公益社団法人へ移行しなければなりません。

当会では新制度への移行について公益法人推進委員会を平成23年7月に設立し、法人会の目的や事業内容さらに会員へのサービス向上、地域社会への貢献活動、会員相互の交流、国税当局とのつながり、組織作り等

を考慮し、6回の会議を開催し審議してまいりました。

2.当会の方針

平成24年3月14日理事会を開催し、平成25年4月の認定に向けて、公益社団法人を目指すことで決議されました。

今後は、総会にて決議を頂き、最終方針を確定することとなりますので、ご協力ご支援をお願い申し上げます。

※ 公益社団法人東金法人会の定款（案）は下記に記載の通りです。

公益社団法人 東金法人会 定款（案）

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東金法人会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、千葉県東金市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員相互の交流や親睦等に資する事業
- (7) 会員の福利厚生等に関する事業
- (8) 会組織の充実を図る事業
- (9) その他本会の目的を達成に必要な事業

2 前項の事業については、おもに東金税務署管内を中心として千葉県内において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的及び事業に賛同して入会した者で、東金税務署管内に本店または事業所を置く法人
- (2) 準会員 東金税務署管内に本店を置く法人のうち正会員と代表者が同一の他の法人または東金税務署管内以外に本店を置く法人の事業所で、本会事業に賛同し、正会員以外の会員として入会した法人
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体並びに他の地域に所在する法人

2 前項会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める所定の入会手続により入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 解散または事業所の閉鎖
- (3) 死亡（個人が賛助会員の場合）
- (4) 除名
- (5) 正当な理由なく会費を滞納したとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第9条 本会を退会しようとする者は、理事会において別に定める所定の退会手続により任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款又はその他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき

(3) その他除名すべき事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第12条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に据え置くものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動が生じた都度、これを訂正するものとする。

第4章 総会

(種類及び構成)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって組織する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催及び招集)

第15条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の議決権5分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 総会は、開催の日から少なくとも2週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、適宜の方法をもってこれに代えることができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、この定款第21条第2項に規定する会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 正会員は、前項の議決権を行使するための総会に各1名の代表者を出席させることができる。

3 正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したもののみならず。

(決議)

第18条 総会の決議は、総議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 合併及び解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人名2名が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第20条 本会に次の役員を置く。
(1) 理事 25名以上50名以内
(2) 監事 3名以内
2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長とし、30名以内を常任理事、1名を専務理事とすることができる。
3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2 会長、副会長、及び常任理事は、理事会の決議により、理事の中から選任する。
3 第1項の規定にかかわらず専務理事については総会において会員以外の者から選任することができる。
4 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分1を超えてはならない。監事についても同様とする。
6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他その準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の3分1を超えてはならない。監事についても同様とする。
7 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて遅滞なく行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、この法人を代表し、その業務を総括執行する。
3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、会長に事故あるとき、その業務執行を代行する。
4 専務理事は、会長、副会長を補佐してこの法人の常務を執行する。
5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
3 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
4 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
5 前項の規定による請求の日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
2 理事又は監事については、再任を妨げない。
3 増員または補欠により選任された役員任期は、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条第1項各号の一に類する事項があったときは総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定め

る総額の範囲内で、総会が別に定める役員の報酬及び費用に関する規程により報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については総会が別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
(1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
(2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
3 前2項の取り扱いに関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第28条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。
2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について、会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
5 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置き、理事の全員をもって構成する。
2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
3 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。
(1) 総会の招集に関する事項の決定
(2) 各種規則、規程並びに基準の制定、変更及び廃止に関する事項
(3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
(4) 理事の職務の執行の監督
(5) 会長、副会長、常任理事及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合にこれを開催する。
(1) 会長が必要と認めるとき
(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して会長に招集の要請があったとき
(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
(4) 第23条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条3号により理事が招集する場合及び前条4号後段により監事が招集する場合を除く。
2 会長は、前条第2号または第4号前段に該当する場合は、その日から5日以内に、前条第2号または第4号前段に該当するその日から2週間以内に開催する理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長をもってこれにあてる。

(議決権)

第35条 理事は各1個の議決権を有する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

- 第38条 理事または監事が、理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第22条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び出席した監事が署名または記名押印しなければならない。

第7章 委員会・部会・支部等

(委員会及び委員)

- 第40条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により委員会を設けることができる。
- 2 委員は、理事会の推薦により正会員の代表者その他の役職員のうちから会長がこれを委嘱する。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とする。
- 5 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(部会)

- 第41条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により部会を置くことができる。
- 2 前項定める部会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(ブロック・支部)

- 第42条 本会の事業の円滑な推進を図るため、任意の機関として、理事会の決議によりブロック及び支部を置くことができる。
- 2 前項定めるブロック・支部等の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第43条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 財産から生ずる収入
 - (5) 寄附金品
 - (6) その他の収入

(事業年度)

- 第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第45条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類については、毎事業年度終了後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に法令の定める期間備え置き一般の閲覧に供するとともに定款、会員名簿を本会の事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 総会・理事会等の議事資料
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準にした書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (6) 本項の帳簿及び書類等の備え付け並びに閲覧については、法令の定めによる

(長期借入及び重要な財産の処分または譲り受け)

- 第47条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。重要な財産の処分または譲り受けを行おうとするときも同様とする。

(会計原則)

- 第48条 この法人の会計は、一般に公平妥当と認められる公益法人の会計慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第49条 この定款は、総会において総正会員の過半数以上であって、総正会員の3分の2以上の決議により変更することができる。
- 2 前項の変更を行った場合には、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第50条 本会は、総会において総正会員の過半数以上であって、総正会員の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。
- 2 前項の行為を行うときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第51条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事由によるほか、総会において総正会員の過半数以上であって、総正会員の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第52条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該取消の日又は合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第53条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に規定する法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局等

(事務局)

- 第54条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告)

- 第55条 本会の公告は、電子公告による。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(細則)

- 第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は理事会において別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事(会長)は、次のとおりとする。
- 中嶋 敏夫
- 3 本会の最初の副会長及び常任理事は、次のとおりとする。
- | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 副会長 | 古城 大明 | 篠崎 修 | 真行寺正邦 | 吉井 清一 |
| 常任理事 | 古川 克己 | 浅岡 厚 | 小倉 利昭 | 小関 俊夫 |
| | 越川 博光 | 村杉 謙一 | 矢部 慎一 | 山下 徳造 |
| | 平賀 修 | 齋藤 逸朗 | 鈴木 實 | 永野 貞雄 |
| | 石坂 俊晴 | 青柳 伸明 | 坂本美代子 | 平原 裕之 |
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項に読み替えて準用する同法第106条1項に定める 特例民法法人の解散登記と公益社団法人の設立登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 なお、条文の字句等の軽微な訂正又は補充等を要する場合は生じたときは、理事会における決議に委任する。

講演「時代の大転換期」

—食とエネルギーの自立で地域活性を—
～「菜の花プロジェクト」の展開～

講師 藤井 絢子 氏



2月5日、九十九里町中央公民館において、大網白里・九十九里ブロック主催の講演会に参加させていただき、藤井先生の「菜の花プロジェクト」のご講演を拝聴いたしました。

琵琶湖の赤潮発生をきっかけに、「石鯨」運動を始めた主婦の方々を契機に、菜の花栽培にはじまる資源循環。

自分たちの地域の変化にいち早く気づき、行動を起こす。この「気づき」と「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神が行動を起こす。とても素晴らしいことだと思いました。

未曾有の災害となった東日本大震災から一年が経とうとしています。

国の対応も後手に回り、まだまだ、復旧・復興の足がかりを得られない被災者も多い状態であります。

九十九里町においても大震災に伴って発生した津波により、片貝漁港を中心に浸水被害を受けました。



だいぶ復旧はしてきたものの、かつての賑わい、輝きを取り戻す日が一日も早く訪れるよう、努力していかねばと思います。

また、福島第一原発に関しては、現在においても、依然として不透明な状態が続いています。人



間が生み出した原子力発電という技術の難しさに痛感しています。

こうした時だからこそ、自らの食べ物やエネルギーを作り出す「自給力」を高めていかなければならないと考えさせられました。

まさに今が、「時代の大転換期」。東日本大震災により、これまでのエネルギーを大量に消費するライフスタイルの転換を図り、「食」と「エネルギー」の地域の自立。そうした持続可能な社会を目指す上で、重要な地域エネルギーについて、もう一度、真摯に考えていかなければと思いました。

また、そういったことを通し「オール九十九里町」で取り組み、様々な知恵や工夫を出し合い「輪」になれば、一人の力がより大きな力となって新たなまちづくりにつながっていくのではないかと思います。

いつの日か、九十九里地域に住むすべての方々と、九十九里浜に向かって手をつないで立てる日を夢見て。

戸村 恵子（九十九里町）

支部だより

東金第1支部 八鶴湖畔に桜を植樹

2月25日（土）社会貢献活動として東金第1支部が昨年より始めた桜の植樹を、今年も実施しました。今年は2本多い3本の植樹。最福寺正面と、横にある駐車場入り口の植え込みの中です。東金第4支部の（株）共楽園緑化土木と市、産業振興課の

方々の協力もいただき、あいにくの雨の中ではありませんでしたが、無事植樹ができました。機会がありましたらご覧ください。



部会だより

青年部会

第2回税務研修

去る2月2日、東金市の蓬莱閣に於きまして第2回目の税務研修会が開催されました。第1講座



「税のよもやま話」と題して東金税務署の田中総務課長によりプロジェクターを使っての説明は、目と耳からでとても理解し易かったです。

第2講座「e-Tax ご利用案内」は、相葉上席によるe-Taxの利用方法についての説明でした。

当日は、2社の入会者があり自己紹介して頂き会は、盛り上がりました。

研修会終了後、交流会に移りあちこちで名刺交換等されており勉強会も必要であります。参加された方はこのような横のネットワークが広がり、充実感を感じられ、青年部会として良い企画ではなかったかと思えます。

今回は、より多くの参加者をお待ちしております。

第2回租税教育活動

去る3月11日(日)東金ショッピングセンターサンピアのステージコートに於きまして、小学生以下の子供達を対象として租税教育活動を開催いたしました。これは、イベントを通じて税に対する関心を深め、税金の意義や社会的役割についてより深く理解して頂くことを目的として行っ



ております。

当日は、第1回、午前11時から紙芝居・税金クイズ

第2回、午後0時30分から紙芝居・税金クイズ

紙芝居を見た子供たちにはお菓子の配布、税金クイズは、成績上位の参加者へ賞品・参加賞の配布を行いました。

その他「税に関するチラシ・租税教育活動開催案内」を着ぐるみの「けんたくん」が配布しました。東金税務署の協力により1億円のレプリカをお借りして重さの体験コーナーを設け、皆様に触れて頂きました。余りの重さにびっくりしておりました。今回は、租税教育活動が2回目ということもあり、全体的にスムーズに運びました。



研 修 会

(有)東総建設 古 川 道 子

寒さが少しずつ春めいていく今日この頃ですが、先日3月13日移動研修会で東京方面へ行ってきました。前日の雨も上がり、当日は天気も良く、東金商工会議所前を7:40頃出発し、大網を廻って、有料道路を通過して一路東京へ向かいました。

阿部倉部会長のご挨拶があり、車中でビデオ研修と税金クイズがあり、クイズは皆さんも大変苦戦をしておりました。



に金属がなくなったので陶貨や穴があいている十円玉を製作したが、戦争が終わったので世の中に出ることはなかったそうです。次にANAコンチネンタルホテルに行き36階でバイキング形式で昼食をとり、次に愛宕山のNHK放送博物館へ行き案内の方に説明して頂きスタジオや藤山一郎の作曲部屋を見学し、スタジオでは同じ色の布を身体にまいて透明になり、皆さんがびっくりしていました。

NHKは、大正14年7月12日ラジオの放送が始まり、テレビは昭和28年2月1日、本放送が始まったそうです。展示室では大河ドラマの歴代の衣装や小道具台本などを見て廻りひとときを過ごしてきました。

最後に東京タワーへ行き、展望台へのぼり東京の街をながめてまいりました。お陰様で皆さん無事に東金へ帰ってきました。大変有意義な1日を過ごさせて頂きました。

両総観光の市原運転手さんありがとうございました。



最初の視察は造幣局で、案内の方がいてビデオで造幣局の歴史を見せて頂き、展示室を廻り実際に硬貨の出来るまでの工程を見せて頂きました。造幣局は大阪本局と広島支局と東京支局があり、東京支局ではプルーフ貨幣セットの製造、勲章、金属工芸品の製造、貴金属製品の品位証明地金鉱物の分析試験等の業務を行っています。合格したものにマークを打刻して品位証明としている。このマークを「ホールマーク」、といい貴金属製品の取引の安定に貢献しているそうです。又、戦争中

☆ 訂正とお詫び

会報第160号 新入会員紹介(6頁)

山武第1支部 株式会社高橋自動車钣金工業

誤 正

電話番号 0475-80-7400 0475-82-5519

電話番号に誤りがありました。お詫びして、訂正させて頂きます。

4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です

成長過程にある未成年者の飲酒は、本人にとって身体的、精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちがお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

飲酒が未成年者に与える影響

成長期にある未成年者の飲酒は、身体的・精神的・社会的にさまざまな影響があるとされています。

身体的影響	精神的影響	社会的影響
○急性アルコール中毒	○学習意欲の低下	○交通事故(飲酒運転による事故)
○肝臓障害(肝炎・肝硬変など)	○未来志向・未来展望の喪失	○学校問題(成績不振、中退など)
○すい臓障害(すい炎・糖尿病)	○精神的成長や心理的発達の停止	○職業問題(作業能率の低下など)
○性腺機能障害(生理不順など)	○性格の変化	○金銭問題(浪費、借金)
○脳の機能低下(記憶力など)	○若年のアルコール依存症発症	○非行問題(暴力行為、性的非行)

未成年者の飲酒防止に関する法律

未成年者(20歳未満の者)の飲酒は、「未成年者飲酒禁止法」により禁止されています。

この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、未成年者が自ら飲酒することを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は料料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課されることとされています。

また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、未成年者の飲酒防止に資するため、年齢確認等の必要な措置を講ずることとされています。

未成年者飲酒防止のための取組

国税庁の取組

- 酒類業者に対して、未成年者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。
- 酒類小売業者は、未成年者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、販売場ごとに、酒類小売業者への助言と従業員等の指導を行う「酒類販売管理者」を選任することとされていますが、酒類販売管理者が長時間不在となる場合等には、代わりとなる責任者を指名するよう指導しています。
- 警察庁及び厚生労働省と共同して、各業界団体に対し、未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底など、未成年者飲酒防止のための取組を推進するよう要請しています。

酒類業者の取組

- 店頭での年齢確認などにより未成年者の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「未成年者飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。
- 未成年者の飲酒につながる広告・宣伝をしないよう、自主基準を定めています。

－ 税に関する情報は、国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp －

平成 24 年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成 24 年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇ 受 験 資 格

- ① 平成 24 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 25 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間

平成 24 年 5 月 14 日（月）～7 月 10 日（火）（土・日曜日は除く。）

◇ 申込書受付期間

- ① インターネット
平成 24 年 6 月 26 日（火）～7 月 5 日（木）
 - ② 郵送又は持参
平成 24 年 7 月 2 日（月）～7 月 10 日（火）
- ※できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

◇ 試 験 日

- ① 第 1 次試験 9 月 9 日（日）
- ② 第 2 次試験 10 月 18 日（木）～10 月 25 日（木）のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に東金税務署・総務課（TEL 0475-52-3121 内線 22）までお尋ねください。

東金県税事務所からのお知らせ

「自動車税の納期内納付について」

自動車税の納期限は、5 月 31 日（木）です。5 月 8 日に自動車税事務所から納税通知書を発送しますので、最寄りの金融機関などで早めに納めましょう。

コンビニエンスストア（一部を除く）でも納付することができます。

詳しくは、納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

問い合わせ先：

自動車税事務所 TEL 043-243-2721

東金県税事務所 TEL 0475-54-0223

参加者募集

◇研修会

「決算書の見方・活かし方」

☆講師 税理士 高橋 俊行 氏
 ☆日時 平成24年5月15日(火) 14時30分～16時30分
 ☆場所 サンライズ九十九里
 ☆主催 (社)東金法人会女性部会
 ☆募集方法 法人会ホームページに案内書を掲示

◇研修会

「税制改正のポイント」・「知っておきたい源泉所得税」

☆講師 東金税務署 法人課税部門担当官
 ☆日時 平成24年5月22日(火) 15時～16時30分
 ☆場所 サンピアホール

◇パソコンセミナー

①最新 Windows7 基礎

☆日時 平成24年6月12日(火) 13時30分～16時30分
 ☆場所 東金商工会館

②かんたんホームページ作成講座

☆日時 平成24年6月21日(木) 9時30分～16時30分
 ☆場所 東金商工会館

③Excel 基礎マスターコース

☆日時 平成24年7月3日(火) 13時30分～16時30分
 ☆場所 東金商工会館

◇県外一泊研修会

「視察・工場見学」

☆開催日 平成24年7月8日(日)～9日(月)
 ☆方面 福島県

詳細につきましては、この会報と一緒に配布する案内兼申込書をご覧ください。

行事予定

			23日	第38回通常総会	東金商工会館
			6月 7日	決算期別説明会	東金商工会館
5月 8日	山武ブロック通常総会	さんぶの森交流センターあらかぎ	8日	新設法人説明会	東金商工会館
9日	大網白里・九十九里ブロック通常総会	サンライズ九十九里	12日	パソコン研修	東金商工会館
15日	女性部会 研修会・通常総会	サンライズ九十九里	21日	パソコン研修	東金商工会館
18日	東金ブロック通常総会	東金商工会館	7月 3日	パソコン研修	東金商工会館
22日	税務研修	サンピアホール	8～9日	県外一泊研修	福島方面
22日	源泉部会・通常総会	サンピアホール	8月 9日	健康診断	東金商工会館

九十九里最大の貝塚—山武姥山貝塚

(旧横芝町の巻)

山武地域を中心とする九十九里浜は、太平洋岸に面して60キロメートルの長さを誇る日本最長の砂浜で、沖を暖流が流れる温暖な地域です。この地域にも多くの古代の遺跡が台地の上や平野に分布しますが、なぜか海に近い割には縄文時代の貝塚は多くありません。たとえあっても多くは規模が小さく、わずかに貝が散布している程度です。そのような九十九里地域にあって今回紹介する横芝光町にある山武姥山貝塚は、今も畑に多くの貝の散布が見られる規模の大きい貝塚です。この山武姥山貝塚に山武があたまに付くのは、同じ名称の姥山貝塚が本縣市川市に国指定史跡としてあるからです。

山武姥山貝塚は、横芝光町の北西部、遠山字台にあり、昭和34年に慶應義塾大学によって調査された時、近くの姥山のあるところに泊まったこと

から姥山の名が付けられたようです。その後、同大学によってたびたび調査され、また千葉県によっても調査されました。その結果、標高38メートルの台地の上に東西100メートル、南北140メートルの環状に貝が点



在して散布し、今から5千年前の縄文時代中期から2千年前の縄文時代終末期まで続いた遺跡であることがわかりました。その中でも縄文時代終末期では、それまでほかに類例のない土器が出土し、それはこの遺跡の名前をとって山武姥山式という土器の名称が与えられ、遺跡としても考古学の間で有名になりました。また、縄文時代終末期に当たるといふことで、弥生時代につながる土器も出土していて、時代の転換期の遺跡としても重要なことがわかりました。

山武姥山貝塚の近傍には、中台貝塚や東長山野遺跡、木戸台貝塚、宮ノ前遺跡など、多くの縄文時代の遺跡が散在し、縄文の村々が点在していたと想像されます。これらの遺跡の中で東長山野遺跡は今から20年ほど前に調査され、今から5千年前から4千年前の縄文時代中期の集落跡や膨大な量の土器などが出土しました。そのことからこの地域に多くの縄文人が暮らしていたと思われ、縄文人の地域社会を形成されていたことが考えられます。また、東長山野遺跡から出土した土器の中には、西関東から長野県に多い土器や、新潟県や東北にみられる土器もあり、矢じりに使われた黒曜石のほとんどは伊豆神津島産で、これらから縄文人が広く交流していたことが推定されます。

今でこそ、山の中の遺跡ですが、その昔は多くの人々が住み、さまざまな交流があったことが、出てきた遺物によって知ることができます。

文責 道澤 明



東金法人会々員

← 申告書にこのシールを切り取って必ずはりましょう。

e-Tax ご利用の場合は法人事業概況説明書の「16 加入組合等の状況」欄に東金法人会会員と入力しましょう。